

Ⅰ．平成26年～令和3年の対応方針において、令和4年（度）中に「結論を得る」等とされたもの
 ※前回会議（令和4年11月11日）までに結論を報告したものを除く。

○平成28年対応方針 ・義務付け・枠付けの見直し等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
1	放課後児童支援員 認定資格研修の受 講科目等見直し (児童福祉法)	厚生労働省	<p><平28> (vi) 放課後児童支援員認定資格研修（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平26厚生労働省令63）10条3項。以下「認定資格研修」という。）の実施等については、以下のとおりとする。 ・受講科目及び経過措置の在り方については、同省令に係る平成31年度までの経過措置期間（同省令附則2条）を踏まえ、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を行った上で、平成30年度までに結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成31年度までに必要な措置を講ずる。</p> <p><平29> (iv) 上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。 ・認定資格研修の経過措置については、当該研修の受講状況を踏まえ、経過措置期間終了後も継続した放課後児童クラブの実施体制が維持されることを念頭に、今後経過措置期間をどのように扱うかを含め検討を行い、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	次頁のとおり

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
1	(続き) 放課後児童支援員 認定資格研修の受 講科目等見直し (児童福祉法)	厚生労働省	<p><平30></p> <p>(i) 放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。</p> <p>なお、<u>施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>全国の市町村における条例改正の状況や、地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会における議論を踏まえ、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数に係る基準については、引き続き参酌すべき基準とし、市町村が、地域の実情に応じて条例で国が定める基準と異なる基準を定める場合には、利用児童の安全の確保に最大限留意しつつ運営を行うこと等が必要な旨を市町村に周知することとなった。</p>

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

○平成29年対応方針

・義務付け・枠付けの見直し等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
2	放課後児童クラブと放課後子供教室を一体実施する際の職員配置基準の緩和 (児童福祉法)	厚生労働省	<p><平29></p> <p>・「放課後子ども総合プラン」（平26文部科学省生涯学習政策局、文部科学省大臣官房文教施設企画部、文部科学省初等中等教育局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局）に基づく、放課後子供教室と一体型の放課後児童クラブの実施については、地域の実情を踏まえた運用ができるよう、児童の数が20名未満の場合における人員配置の考え方を検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><平30></p> <p>（i）放課後児童健全育成事業（6条の3第2項及び子ども・子育て支援法（平24法65）59条5号）に従事する者及びその員数（34条の8の2第2項）に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。</p> <p>なお、<u>施行後3年を目途として</u>、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から<u>検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>全国の市町村における条例改正の状況や、地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会における議論を踏まえ、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数に係る基準については、引き続き参酌すべき基準とし、市町村が、地域の実情に応じて条例で国が定める基準と異なる基準を定める場合には、利用児童の安全の確保に最大限留意しつつ運営を行うこと等が必要な旨を市町村に周知することとなった。</p>

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
3	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に係る「従うべき基準」の廃止又は参酌化 (児童福祉法)	厚生労働省	<p><平29> (iii) 放課後児童健全育成事業(子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号及び児童福祉法6条の3第2項)に従事する者及びその員数(児童福祉法34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、子どもの安全性の確保等一定の質の担保をしつつ地域の実情等を踏まえた柔軟な対応ができるよう、参酌化することについて、地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><平30> (i) 放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。 なお、<u>施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>全国の市町村における条例改正の状況や、地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会における議論を踏まえ、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数に係る基準については、引き続き参酌すべき基準とし、市町村が、地域の実情に応じて条例で国が定める基準と異なる基準を定める場合には、利用児童の安全の確保に最大限留意しつつ運営を行うこと等が必要な旨を市町村に周知することとなった。</p>

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
4	<p>児童厚生員に対する放課後児童支援員の資格要件の緩和 (児童福祉法)</p>	厚生労働省	<p><平29> ・認定資格研修の受講科目については、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を踏まえ、子育て支援員研修(放課後児童コース)修了者及び児童厚生員研修修了者について重複する科目を一部免除することについて検討し、平成30年度中に結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成31年度までに必要な措置を講ずる。</p> <p><平30> (i) 放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。 なお、<u>施行後3年を目途として</u>、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から<u>検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>全国の市町村における条例改正の状況や、地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会における議論を踏まえ、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数に係る基準については、引き続き参酌すべき基準とし、市町村が、地域の実情に応じて条例で国が定める基準と異なる基準を定める場合には、利用児童の安全の確保に最大限留意しつつ運営を行うこと等が必要な旨を市町村に周知することとなった。</p>

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
5	放課後児童支援員の配置数の緩和 (児童福祉法)	厚生労働省	<p><平29> ・放課後児童支援員（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平26厚生労働省令63）10条1項）の員数については、登録児童数が少ない場合、地域の人口が少ない場合又は学校との連携が可能な場合等に対応できるように、地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><平30> （i）放課後児童健全育成事業（6条の3第2項及び子ども・子育て支援法（平24法65）59条5号）に従事する者及びその員数（34条の8の2第2項）に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。 なお、<u>施行後3年を目途として</u>、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から<u>検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>全国の市町村における条例改正の状況や、地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会における議論を踏まえ、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数に係る基準については、引き続き参酌すべき基準とし、市町村が、地域の実情に応じて条例で国が定める基準と異なる基準を定める場合には、利用児童の安全の確保に最大限留意しつつ運営を行うこと等が必要な旨を市町村に周知することとなった。</p>

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

○平成30年対応方針

・義務付け・枠付けの見直し等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
6	放課後児童健全育成事業の基礎資格に係る事務経験（総勤務時間数）の見直し（児童福祉法）	厚生労働省	<p>（i）放課後児童健全育成事業（6条の3第2項及び子ども・子育て支援法（平24法65）59条5号）に従事する者及びその員数（34条の8の2第2項）に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。</p> <p>なお、<u>施行後3年を目途として</u>、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から<u>検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>全国の市町村における条例改正の状況や、地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会における議論を踏まえ、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数に係る基準については、引き続き参酌すべき基準とし、市町村が、地域の実情に応じて条例で国が定める基準と異なる基準を定める場合には、利用児童の安全の確保に最大限留意しつつ運営を行うこと等が必要な旨を市町村に周知することとなった。</p>

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
7	放課後健全育成事業に係る放課後児童支援員の資格要件の対象者の拡大 (児童福祉法)	厚生労働省	<p>(i) 放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。</p> <p>なお、<u>施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>全国の市町村における条例改正の状況や、地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会における議論を踏まえ、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数に係る基準については、引き続き参酌すべき基準とし、市町村が、地域の実情に応じて条例で国が定める基準と異なる基準を定める場合には、利用児童の安全の確保に最大限留意しつつ運営を行うこと等が必要な旨を市町村に周知することとなった。</p>

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

○令和元年対応方針 ・ 義務付け ・ 枠付けの見直し等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
8	医学部の「地域 枠」入学定員（臨時定員）の継続設置 （医療法）	厚生労働省	<p><令元> 医学部における臨時定員による地域枠の設置の在り方については、医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会での令和4年度以降の医師養成数に関する議論を踏まえて検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><令2> 医学部における臨時定員による地域枠については、令和4年度は令和3年度と同様の方法で設定する。令和5年度以降については、「医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会」での議論を踏まえて検討し、令和3年春までを目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><令3> 医学部における臨時定員による地域枠については、以下のとおりとする。 ・令和5年度については、令和4年度と同様の方法での設定に加え、臨時定員による歯学部振替枠の廃止に伴い、同振替枠を地域の医師確保・診療科偏在対策に有用な範囲に限って地域枠臨時定員として活用することを可能とする。 ・令和6年度以降については、引き続き検討し、令和4年春までを目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><令4> 医学部における臨時定員による地域枠の設置の在り方については、第8次医療計画等に関する検討会における議論を踏まえつつ、以下のとおりとする。 ・令和6年度の臨時定員による地域枠の設置について検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・令和7年度以降については、引き続き検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>令和6年度の医学部定員については、令和4年10月27日の「第8次医療計画等に関する検討会第9回地域医療構想及び医師確保計画に関するワーキンググループ」において報告・意見交換した上で、臨時定員全体の必要性を十分に精査し、地域における医師の確保に必要な範囲で臨時定員の設置を認めることとし、令和元年度の医学部総定員数を上限として医学部入学定員の臨時増員の枠組みについて1年間延長することとした。</p> <p>なお、令和7年度以降の医学部臨時定員については「第8次医療計画等に関する検討会」等における議論の状況を踏まえ、改めて検討し、令和5年中に結論を得る予定。</p>

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
9	<p>認定こども園に係る耐震化調査の実施一元化 (私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査)</p>	<p>文部科学省、厚生労働省</p>	<p><令元> 私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、令和2年度に実施する調査から依頼時期を統一する。また、調査時点の統一も含め、更なる事務負担の軽減に向けた検討を行い、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><令3> 私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査については、調査に関する様式の共通化を図るなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><令4> 私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査については、調査に関する様式の共通化を図るなど、事業者及び地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、<u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>私立幼保連携型認定こども園の耐震状況に係る調査については、現行、文部科学省及び厚生労働省の2省がそれぞれ実施しているところ、令和5年度以降は、こども家庭庁において必要な項目をまとめた上で、1つの耐震化調査（調査時点は3月31日時点）として実施することとなった。</p>

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

② その他

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
10	<p>マイナンバーカードの追記欄の余白がなくなった場合のシール添付対応の実施 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)</p>	総務省	<p>(ii) 個人番号カードの追記欄の余白がなくなった場合の再交付申請（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平26総務省令85）29条1項）については、「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議）において検討することとされている券面表記の見直し等の状況を踏まえ、追記欄の拡大を含めた申請者及び市町村（特別区を含む。）の負担軽減を図るための方策について検討し、令和4年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>マイナンバーカードの追記欄にシールを添付する対応は、シールがはがれる等の課題があり、技術的に困難。 このため、申請者及び地方公共団体の負担軽減に資するよう、交付事務の効率化のための個人番号カードの券面記載事項の変更に係る経費を補助対象とするマイナンバーカード交付事務費補助金の要綱改正を令和3年2月に行ったところ。 引き続き負担軽減策について検討を行い、令和4年度中に結論を得る予定。</p>

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

② その他

No.	事項	関係府省	元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
11	住宅・土地統計調査における調査票の二段階配布方式の見直し (統計法)	総務省	住宅・土地統計調査における調査票の配布方法については、令和2年の国勢調査及び住宅・土地統計調査に係る令和4年に予定される試験調査の状況等を踏まえ検討し、 <u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	令和4年6月に実施した試験調査の状況等を踏まえ、二段階配布方式を見直し、同時配布方式を採用することとした。 (「基幹統計調査の承認について」(令和5年1月31日付け総政審第32号総務大臣通知))

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

○令和2年対応方針

・義務付け・枠付けの見直し等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば 記載
12	訪問看護ステーションの看護師等の人員に関する基準の見直し (介護保険法)	厚生労働省	次頁のとおり	次頁のとおり

平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

2年対応方針の内容

<令2>

指定訪問看護ステーションに置くべき保健師、看護師又は准看護師の員数（74条3項1号及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平11厚生省令37）60条1号イ）に係る「従うべき基準」の見直しについては、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる。

また、当面の措置として、指定居宅サービスの確保が著しく困難である地域等で、被保険者が指定居宅サービス以外の居宅サービス等を受けた場合に支給することができる特例居宅介護サービス費（42条1項3号）について、地方公共団体が当該制度をより活用しやすくするために必要な措置を検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

<令3>

指定訪問看護ステーションに置くべき保健師、看護師又は准看護師の員数（74条3項1号及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平11厚生省令37）60条1号イ）に係る「従うべき基準」の見直しについては、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる。

また、当面の措置として、指定居宅サービスの確保が著しく困難である地域等で、被保険者が指定居宅サービス以外の居宅サービス等を受けた場合に支給することができる特例居宅介護サービス費（42条1項3号）については、市区町村による当該制度の活用を資するよう、市区町村の意向を踏まえた対象地域の追加指定、特別地域訪問看護加算との対象地域の分離等を行う。

現在の対応状況の概要

※原則、令和4年12月31日現在。
その後、特筆すべき動きがあれば記載

指定訪問看護ステーションに置くべき保健師、看護師又は准看護師の員数に係る「従うべき基準」の見直しについては、令和5年1月に社会保障審議会介護給付費分科会を開催し、特例居宅介護サービス費の対象地域の見直しの効果等も踏まえつつ検討し、議論を行った。

同審議会において、

- ・本提案は、サービス利用者の確保が難しい等の状況にある中山間地域での事例を踏まえたものである。一方、既に現行制度においても、中山間地域においては、市区町村が必要と認めた場合には、特例として、通常の人員基準（常勤換算2.5人）を満たさない場合であっても訪問看護を提供することは可能となっている。
 - ・上記の特例は、特別地域加算の対象地域と併せて指定される仕組みであったが、地域の実情に応じた柔軟なサービス提供をより可能とする観点から、当面の措置として、市区町村の意向を踏まえた対象地域の追加指定、特別地域訪問看護加算との対象地域の分離等を行い、それぞれ別々に申請を行うことが可能となった（令和3年度介護報酬改定）。あわせて、特例居宅介護サービス費の活用事例等を取りまとめた「離島等における介護サービスの提供体制の確保方策と既存施策に関する手引き」を令和3年3月に地方公共団体に周知した。
 - ・上記の制度見直し後、サービス確保が困難な離島等の特例及び特別地域加算のいずれかのみ申請した自治体があった。したがって、上記の制度見直しは中山間地域において、地域の実情に応じた柔軟なサービス提供をより可能とする対応として一定の効果があったものと考えられる
- という論点を踏まえ、全国一律の基準である人員基準については、引き続き「従うべき基準」とすることとされた。なお、本提案の背景である支障内容（中山間地域での訪問看護サービスの提供継続）の解決に資するよう、特例居宅介護サービス費の活用の柔軟化等の措置が講じられている。

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
13	日本赤十字社の活動資金に関する業務の法的位置づけ (日本赤十字社法)	厚生労働省、 総務省	<p><令2> 日本赤十字社に対する寄附金などの現金の取扱いについては、実態調査等を行った上で、地方公共団体が当該現金を取り扱う根拠を法制的な面から検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><令3> 日本赤十字社に対する寄附金などの現金については、地方公共団体が取り扱う根拠を明確化する方向で検討し、<u>令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>日本赤十字社において、地方公共団体における寄附金などの現金の取扱いに係る実態調査を実施し、当該結果等を踏まえ、地方公共団体が寄附金などの現金を取り扱うための根拠について検討を行った。</p> <p>現在、上記根拠に該当する措置内容について、地方公共団体の意見を聞いた上で関係省庁間で調整を行っているところ。</p> <p>引き続き、地方公共団体が適正に運用できるよう、検討を進めて結論を得る予定。</p>

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

② その他

No.	事項	関係府省	2年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
14	普通地方公共団体の全ての歳入においてコンビニ収納を可能とすること (地方自治法)	総務省	<p><令2> (iv) 私人の公金取扱いの制限(243条)については、以下のとおりとする。 ・負担金、分担金等について、地方公共団体の意見を踏まえつつ、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる歳入(施行令158条)として追加すべきものを精査した上で、私人に委託することを可能とする方向で検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・金融機関の統廃合やデジタル・ガバメントの推進など、公金を取り巻く状況の変化を踏まえた上で、多様な決済手段の確保の観点から、地方公共団体の財務に関する制度全般の見直しの中で、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、地方公共団体の判断により公金の徴収又は収納の事務を原則として私人に委託することを可能とすることを含め、その在り方について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><令3> (ii) 私人の公金取扱いの制限(243条)については、政令を改正し、地方公共団体から要望があった歳入の収納の事務について私人に委託することを令和3年度中に可能とする。</p>	<p>・ [措置済み]</p> <p>・ 令和3年4月に設置した「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会」において、令和4年5月に、「公金の収入・支出委託等の制限の見直し」について方向性を提言する中間報告が取りまとめられた。当該中間報告等を踏まえ、令和4年度中に結論を得る予定。その結果に基づいて所要の措置を講ずる予定。</p>

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	3年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
15	<p>障害者及び障害児関係の計画に係る計画期間の延長等（障害者基本法、児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）</p>	<p>内閣府、厚生労働省</p>	<p>【厚生労働省】</p> <p>（ii）障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項）及び障害児福祉計画（児童福祉法33条の20第1項及び33条の22第1項）については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> これらの計画期間については、障害福祉サービス等報酬改定が同計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保障審議会での議論も踏まえ、<u>令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> これらの記載内容については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、<u>令和4年度に予定される基本指針（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律87条1項及び児童福祉法33条の19第1項）の策定の際に簡素化する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> 基本指針の改正及び「障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に係るQ&A」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課）の地方公共団体への送付については、地方公共団体の円滑な計画策定に資するよう、可能な限り早期に行う。 	<p>（計画期間、記載内容の簡素化）</p> <p>第133回社会保障審議会障害者部会（令和4年10月17日開催）での議論を踏まえ、以下のような結論を得た。</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害福祉計画等は、3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟に期間を設定することを可能とする。ただし、国がこの指針を改定した時点において、都道府県及び市町村が報酬改定や制度改正の動向、地域の変動、他の行政計画の見直し等を踏まえて、支給実績、障害福祉に関するニーズ、事業者の状況等について調査、分析及び評価を行い、その結果として算出されたサービス見込量と既存のサービス見込量について乖離が生じた場合はサービス見込量の変更について3年を一期として必ず計画に反映させるとともに、新しい指針を踏まえた成果目標及び活動指標との乖離が生じた時等必要がある場合には計画期間の途中であっても見直しを行う。 記載内容について、サービスの見込み量以外の活動指標については、地方公共団体の実情に応じて任意に定めることを可能とする。（基本指針の改正、Q&Aの発出） 基本指針の改正は、令和4年度中に行い、地方公共団体に送付予定。「障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に係るQ&A」は、円滑な計画作成に資するよう、令和5年度の早期に地方公共団体へ送付予定。

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	3年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
16	<p>都道府県献血推進計画の策定義務付けの廃止 (安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律)</p>	厚生労働省	<p>都道府県献血推進計画（10条5項）については、薬事・食品衛生審議会における今後の血液事業の在り方の検討の中で、計画の策定義務の廃止や都道府県がその地域の実情に応じて計画の期間を判断することを可能とすること等について検討し、<u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> <p>また、当面の措置として、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること等を明確化し、都道府県に令和3年度中に通知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度薬事・食品衛生審議会血液事業部会第3回献血推進調査会を10月24日に開催し、また、これまでの調査会での議論等を踏まえ、計画の策定義務の廃止や都道府県がその地域の実情に応じて計画の期間を判断することを可能とすること等の複数の見直し案について、都道府県の意向を確認する調査を実施した。当該調査結果等を踏まえて引き続き検討を行い、令和4年度中に結論を得る予定。 [措置済み]

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	3年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
17	要介護・要支援認定の有効期間の延長及び手続の見直し（介護保険法）	厚生労働省	新規認定及び区分変更認定に係る要介護認定有効期間（施行規則38条）及び要支援認定有効期間（施行規則52条）の延長については、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、 <u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>新規認定及び区分変更認定に係る要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の延長については、令和4年9月に社会保障審議会介護保険部会を開催し、要介護・要支援認定後の要介護度等の推移に係るデータも踏まえつつ、検討を開始し、議論を経た上で、同年12月20日付けで「介護保険制度の見直しに関する意見」が取りまとめられた。</p> <p>この意見書において、下記を踏まえ慎重に考える必要があるとされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護（要支援）認定は、保険者がその責任と権限に基づき、被保険者に介護が必要な状態にあるかどうかを確認する行為であり、認定された要介護度に応じてケアプランの作成・サービスの提供が行われることから、介護保険制度の根幹であること ・更新申請と比較して、認定から12か月経過後に、軽度化している者の割合が多いこと <p>以上を踏まえ、要介護（要支援）認定有効期間の延長は行わないこととされた。</p> <p>なお、本提案の背景には、高齢者人口の増加に伴う要介護等の認定申請件数の増加により、市区町村の事務負担が増大しているということがある。これをできる限り解消するという観点からすれば、提案内容そのものの実現は難しくとも、上記意見書において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定までの期間を短縮するためには、各保険者における審査の簡素化・効率化の取組を一層推進することが重要である。 ・このため、より多くの保険者が審査の簡素化に取り組むことができるよう、具体的にどのように審査を簡素化しているかの事例を収集・周知することが適当である。また、ICTやAIの活用に向けた検討を進めていくことが重要である。 <p>とされていることを踏まえ、ICTやAIの活用も含めた認定事務の効率化に向けた検討を進め、地方公共団体における要介護認定に係る事務負担の軽減等に努めていく予定。</p>

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	3年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
18	介護認定審査会を簡素化して実施する場合における通知の省略 (介護保険法)	厚生労働省	介護認定審査会における審査及び判定(27条4項及び32条3項)に係る事務については、市区町村における事務の実態を踏まえつつ、社会保障審議会の意見を聴いた上で市区町村の事務負担を軽減する方策を検討し、 <u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>介護認定審査会における審査及び判定に係る事務負担を軽減する方策については、令和4年9月に社会保障審議会介護保険部会を開催し、市区町村における事務の実態等に関するアンケート調査結果(令和3年12月実施)も踏まえつつ、議論を経た上で、令和4年12月20日付けで「介護保険制度の見直しに関する意見」が取りまとめられた。</p> <p>この意見書において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護認定審査会を簡素化して実施する場合の審査会への通知の省略については、保険者の事務負担の軽減に資する一方で、公正な立場にある専門家の合議による審査を行わない場合、要介護認定の公平性・医学的妥当性を確保することが困難になることから、慎重に考える必要がある。 ・一方で、要介護認定までの期間を短縮するためには、各保険者における審査の簡素化・効率化の取組を一層推進することが重要である。 ・このため、より多くの保険者が審査の簡素化に取り組むことができるよう、具体的にどのように審査を簡素化しているかの事例を収集・周知することが適当である。 <p>とされたことを踏まえ、介護認定審査会における審査等の省略は行わない一方、より多くの保険者が審査の簡素化に取り組むことができるよう、具体的にどのように審査を簡素化しているかの事例を収集し、地方公共団体へ令和4年度中に周知する予定。</p>

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

③ 環境・衛生

No.	事項	関係府省	3年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
19	<p>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく「都道府県分別収集促進計画」策定の義務付けの廃止（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）</p>	環境省	<p>都道府県分別収集促進計画（9条1項）については、都道府県における事務の実態等を把握した上で、その在り方について検討し、<u>令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> <p>また、当面の措置として、都道府県分別収集促進計画は廃棄物処理計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、その運用に当たっての留意事項を含め、都道府県に令和3年度中に通知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該計画の策定に係る事務の実態について調査するために、「都道府県分別収集促進計画策定等に関する調査について」（令和4年9月15日付け環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室長事務連絡）を発出した。当該調査結果に基づき、今後の方向性について引き続き検討し結論を得る。 ・[措置済み]

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

③ 環境・衛生

No.	事項	関係府省	3年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
20	<p>調理師法に基づく調理師業務従事者届制度の義務付けの廃止又は事務負担の軽減 （通訳案内士法、クリーニング業法、調理師法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び製菓衛生師法）</p>	厚生労働省	<p><令3> 調理の業務に従事する調理師の届出（5条の2第1項）については、令和4年度の次回届出までに省令を改正し、本籍地都道府県名の記載を削除する。また、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）において検討することとされている国家資格証のデジタル化の状況を踏まえて、調理師の届出に関する手続のオンライン化に向けて検討を行い、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><令4> 全国通訳案内士、クリーニング師、調理師及び製菓衛生師の免許申請等並びに登録販売者の登録申請等に関する手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>調理師業務従事者届の手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で令和4年度中に結論を得られるように引き続き検討を進める。</p>

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

④ 消防・防災・安全

No.	事項	関係府省	3年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
21	<p>バルクローリーに係る許可等の一本化 （高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）</p>	経済産業省	<p>バルクローリーに関する移動式製造設備としての製造の許可（高圧ガス保安法5条1項）及び充てん設備の許可（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律37条の4第1項）等に係る事務手続の合理化については、地方公共団体及び事業者の負担軽減の観点から、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、その方策について検討し、<u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>令和4年3月に、全ての都道府県及び指定都市に対し、バルクローリーに関する高圧ガス保安法及び液石法に基づく事務の実態について、調査を実施した。当該調査結果では、許可の一本化が必要という意見や、一方で、許可制度の趣旨・目的が異なる2法令の許可を一本化することを懸念し、手続の合理化が必要という意見があった。こうした意見を踏まえ、令和4年度委託事業を4月から実施しているところであり、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

⑤ その他

No.	事項	関係府省	3年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
22	<p>税務署からの住民税課税情報等の照会対応に係る事務負担の軽減 (国税徴収法、国税通則法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)</p>	デジタル庁、総務省、財務省	<p>税務署から地方公共団体への住民税課税情報等の照会(国税徴収法146条の2並びに国税通則法74条の12第1項及び2項)については、令和8年度に予定している国税情報システム(国税総合管理(KSK)システムと国税電子申告・納税システム(e-Tax))及び地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAX)の刷新・改修や、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化の取組を踏まえ、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、<u>令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>国税及び地方税の連携の推進について、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において「令和8年度(2026年度)に予定している国税情報システム…及び地方税のオンライン手続のためのシステム…の刷新・改修や、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化の取組を踏まえ、費用対効果を考慮した上で、国税・地方税当局間での個別照会・回答業務のデジタル化を目指す」とされていることに基づき、税務署から地方公共団体への住民税課税情報等の照会については、原則、オンラインにより実施する方向で検討を進めるとの結論を得た。 今後、令和8年度のオンライン化開始に向けて、関係システムの刷新・改修等を進めるため、必要な予算の確保等を行う予定。</p>

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

⑤ その他

No.	事項	関係府省	3年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
23	<p>選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録されていない外国に住所を有する者への在外投票に係る取扱いの適正化 (公職選挙法)</p>	<p>総務省、外務省</p>	<p>一時帰国により在外選挙人名簿に登録されている者を当該名簿から抹消した場合における市町村（特別区を含む。）の選挙管理委員会による通知（施行令23条の14第1項）を受け取った場合の在外公館の対応については、在外選挙人に対する抹消の事実の周知を図るため、在外選挙事務処理要領を改訂し、その留意事項を在外公館に周知する。 [措置済み（令和3年9月27日付け大臣発各在外公館長宛公電）]</p> <p>また、在留届を管理するための領事業務情報システムについては、在外選挙人証等受渡簿（施行令23条の10）の各在外公館間における情報共有が可能となるよう当該システムの改修について検討し、<u>令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>在留届を管理するための領事業務情報システムについては、在外選挙人証等受渡簿（施行令23条の10）の各在外公館間における情報共有を可能とするシステム改修が可能か検討していたが、在外公館で抹消通知を受け取った後に、本件対象となる者が第三国に国外転出する場合等も想定されることから、より正確な成果を得るべく、令和5年からは、外務省において一定期間における抹消された者をリストアップし、全在外公館に提出されている在留届に同一人物が存在するかを確認し、在留届がある場合には在留届提出先公館から当該者に抹消の事実につき連絡することとする。</p>

平成26年～令和3年対応方針のフォローアップの状況

⑤ その他

No.	事項	関係府省	3年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和4年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
24	<p>公益認定等総合情報システム (PICTIS)における入力方法等の見直しを通じた事務負担軽減 (公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律)</p>	内閣府	<p>財産目録等の提出(22条)において利用される公益認定等総合情報システムについては、都道府県の事務負担を軽減するため、都道府県からの意見聴取を行った上で、機能改善及び費用分担について検討を行い、<u>令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>令和4年度に各地域で開催したブロック会議を通じて各都道府県に対して意見聴取したところ、大多数の都道府県が当該提案に基づく機能改善・費用分担を希望しなかったことを踏まえ、当該システム改修は行わないこととする。</p>